

令和3年度

第1回越谷市景観評価委員会会議録

令和3年10月14日

越谷市役所本庁舎8階

第2委員会室

越谷市都市計画課

令和3年10月14日

令和3年度第1回 越谷市景観評価委員会議事日程

1. 会長並びに会長職務代理者の選出
2. 開会
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事
 - 第1号議案 令和3年度こしがや景観資源の登録について
5. 報告
 - 報告事項1 景観計画施行状況について
 - 報告事項2 屋外広告物許可件数等について
6. その他
7. 閉会

出席委員

会	長	岡	田	智	秀
会	長職務代理者	大	沢	昌	玄
委	員	岡	崎	拓	也
委	員	土	屋	孝	子
委	員	深	堀	清	隆
委	員	依	田		彩
委	員	石	尾	正	樹
委	員	井	本	一	郎
委	員	藤	波	祐	子

欠席委員

委	員	石	河	優	子
---	---	---	---	---	---

市長部局

都市整備部長

林 実

都市整備部副部長（兼）都市計画課長

田 中 祐 行

都市計画課主幹

木 下 雅 之

都市計画課主査

並 木 知 弥

都市計画課主査

福 田 奈 津

都市計画課主査

鷺 谷 迪 嵩

事務局

都	市	計	画	課	幹	森	野	剛
調	整							

都	市	計	画	課	主	任	瀧	口	志	保
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

都	市	計	画	課	主	事	麻	喜	幹	史
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎プレ開会

事務局 それでは、お待たせいたしました。

会議に先立ちまして、事務局よりご案内申し上げます。

本日、AI議事録実証実験を行うため、録音機材を設置させていただいております。AI議事録は自動で音声情報をテキストデータに変換し、議事録を作成します。そのため、今回は録音性能を上げるために卓上マイクを設置しておりますので、発言する際には、マイク下にあります真ん中のボタンを押してから発言していただきますようお願いいたします。また、大変恐縮ではございますが、発言が終わりましたら再度、真ん中のボタンを押してマイクをオフにしてくださいませようお願いいたします。

続きまして、資料の確認でございますが、お手元の配付資料一覧をご確認いただきますようお願いいたします。また、本日出席しております市の職員につきましては、出席職員名簿を配付してございますので、ご確認をお願いいたします。

◎開会

事務局 それでは、これより令和3年度第1回越谷市景観評価委員会を開催いたします。

◎会議成立の報告

事務局 本日の出席状況でございますが、石河委員が所用のため欠席されております。

よって、委員10名中9名の出席でございますので、越谷市景観条例第37条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されていることから、本委員会の会議は成立していることをご報告いたします。

◎会長の選出

事務局 次第1、会長並びに会長職務代理者の選出でございますが、初めに、会長の選出をお願いいたしたいと存じます。

なお、それまでの間、事務局にて進行を務めさせていただきますので、ご了承願います。

会長の選出につきましては、越谷市景観条例第36条第1項の規定により、委員の互選によって定めることとなっておりますが、いかがでございましょうか。

大沢委員 景観、まちづくり分野において幅広く活躍されております岡田委員に引き続き会長

をお願いするのはいかがでしょうか。

事務局 大沢委員からご提案いただきましたが、委員の皆様いかがでございましょうか。

(異議なし)

事務局 岡田委員、いかがでしょうか。

岡田委員 僭越ながらお引き受けたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 それでは、会長は引き続き岡田委員ということで決定いたします。

ありがとうございました。

◎会長職務代理者の選出

事務局 続きまして、会長職務代理者の選出をいたします。

越谷市景観条例第36条第3項の規定により、委員の互選によって定めることとなっておりますが、いかがいたしまししょうか。

深堀委員 長く委員をされている大沢委員ではいかがでしょうか。

事務局 大沢委員、いかがでしょうか。

大沢委員 お引き受けいたします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、会長職務代理者は大沢委員に決定いたします。

皆様ありがとうございました。

岡田委員は、恐れ入りますが会長席への移動をお願いいたします。

◎会長挨拶

事務局 それでは、ここで会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

岡田会長、よろしく願いいたします。

会長 皆様、改めましておはようございます。

ただいま任命にあずかりました日本大学の岡田でございます。2年間お世話になりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

聞きますところ、本日、委員の皆様が半数交代というようなことで、昨年と比べてちょっと席上の風景も変わってまいりましたが、もうひとつは、この新たな庁舎で本日対面で皆様とこの委員会を迎えることができましたこと、たいへんうれしく思います。

この庁舎の展望室から眺めたここ越谷の風景、改めてすばらしいなど。特に私、今日見た瞬

間、ぱっと目に入ったのが日本エレベーターという鉄塔がありまして、あれはどうもそのエリアの小学生の子どもたちのこよなく愛するランドマークだそうございまして、昨年の登録資源の一つでございました。一体これはどこにあるのだろうというふうに思ったのですが、ほぼ越谷の全体が展望室から眺められるので、その位置がよく分かった次第です。さらに元荒川や葛西用水が非常に美しい風景として感じ取れまして、また、新しい視点場がこの越谷の地に誕生したということを確認いたしました。

さて、今申し上げましたとおり、半数の委員が交代されたということで、若干ながらこの越谷市の景観計画について、これまでの経緯をご紹介させていただきたいと思います。手短かに申し上げます。

先ほど来から、越谷市の景観計画というのは平成25年に策定という話でございました。私自身いろいろな市町で景観計画の策定をお手伝いしてきましたけれども、特にこの越谷市の景観計画の特筆すべき点、これはその平成25年よりも4年遡って、その4年前から準備段階を取り組んできた。その考え方が非常にすばらしくて大変感銘を受けました。

それというのも、この本市の都市計画課のスタッフの皆様が、これから景観計画を策定するにあたって、やはり景観というのは行政のためだけのものではなく、やはり市民の一挙手一投足の生活行動の中からはじみ出てくるものが越谷の風景、景観であると。そうであるならば、やはり市民と行政が連携して、手を取り合って温めながら景観計画を策定する、そのプロセスこそが大事ではないかと。非常にすばらしい考えだと思います。

かくいう私自身、その準備段階から、本日もいらっしゃる日本大学の沢委員と共に景観ワークショップをやってみたり、あるいはシンポジウムに取り組んでみたり、フォトコンテストをやってみたりというようなことで、いろいろな啓発活動に取り組んでまいりました。

そして、その成果も見えてきまして、その景観シンポジウム、あるいはワークショップに参加された市民の皆様方が、今度は行政から手を離れて、市民どうしで手を取り合って越谷市民大学というものを設立していったり、あるいは空き家プロジェクトに取り組んでみたりというようなことで、その4年間の熟成の時期が今の越谷の美しい景観をつくり出していると言っても過言ではないと、そのように認識しております。

このような恵まれた越谷市景観計画、これをさらに成長、発展させるべく、本委員会での皆様方とのそれこそチームで、これから調査、審議いただきながら、越谷市景観計画の成長を促していきたいと、このように考えております。

さて、本日は1件の議案がございます。こしがや景観資源の登録制度ということで、その内

容についての調査、審議が議案となっておりますので、どうぞ皆様、忌憚のないご意見をいただきつつ、また、今年度も登録資源の確立をいたしたい、このように考えております。本日限られた時間ではございますけれども、どうぞよろしく申し上げます。

以上、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎傍聴者・報道関係者の対応

事務局 会長、ありがとうございました。

次に、会議の傍聴についてでございますが、本日の委員会は、越谷市景観条例施行規則第32条第2項の規定に基づき、会議を公開とし、傍聴者を10名として所定の方法で会議開催の事前公表を行いましたところ、本日は傍聴者、報道関係者がおりませんのでご報告いたします。

◎議長の決定

事務局 それでは、これより第1回景観評価委員会の議事へと移らせていただきます。

議長は、越谷市景観条例第36条第2項の規定に基づき、会長が議長となります。

それでは、議長に議事進行をお願いいたします。

◎開会宣言

議長 承知いたしました。

それでは、ただいまから令和3年度第1回越谷市景観評価委員会を開会いたします。

しばらくの間、議長を務めさせていただきますが、円滑なる進行ができますよう、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

◎会議録署名委員の指名

議長 初めに、会議録署名委員の指名をさせていただきます。

会議録署名委員には、越谷市景観評価委員会運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、本日は石尾委員をお願いいたしたいと思っております。いかがでございましょうか。

石尾委員 よければお受けいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、よろしくをお願いいたします。

◎第1号議案

議長 それでは、議事に入ります。

本日の次第に基づきまして、第1号議案、先ほど申し上げました令和3年度こしがや景観資源の登録、これについて議題といたしたいと思います。

なお、議案の朗読後、都市計画課より案件の説明を行いまして、その後、質疑、意見、採決を行います。

では、議案の朗読、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案を朗読させていただきます。

第1号議案「令和3年度こしがや景観資源の登録について」、越谷市景観条例（平成25年条例第17号）第33条第1項第5号の規定により諮問する。

令和3年10月14日提出、越谷市長、高橋努。

諮問理由、越谷市景観条例第33条第1項第5号の規定により、こしがや景観資源の登録に関し、景観評価委員会が評価し、及び調査審議するため。

以上でございます。

都市計画課主査 それでは、第1号議案に関する説明事項といたしまして、ご覧の4点、1、こしがや景観資源の概要、2、令和3年度の応募状況について、3、令和3年度の登録資源について、4、令和4年度の募集についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、着座にて説明をいたします。

まず、説明事項の1点目として、こしがや景観資源の概要についてご説明をいたします。

本日、登録についてご意見をいただきます「こしがや景観資源」は、越谷市景観条例第25条に規定されているもので、市民からの応募に基づき登録した、市内における優れた景観を構成している要素や眺め、その眺めが得られる場所などのことでございます。登録した景観資源は、広く周知を図るとともに、保全、活用を図るものとしておりまして、登録を開始した平成30年から3年間で86件の景観資源を登録しております。

なお、本市の最上位計画でございます「第5次総合振興計画」におきまして、令和7年度までに累計240件、年間30件程度登録することを目標としております。

こしがや景観資源の登録までの流れについて、スライド下部にフローで示しておりますが、お手元の資料1－2のほうがより詳細な内容となっておりますので、こちらの資料でご説明をさせていただきます。

まず、こしがや景観資源は通年で募集をしております。募集期間中に広報紙やホームページなどで募集の周知を行いまして、応募があった景観資源の候補につきましては、都市計画課に

て現地確認や所有者の意向調査、関係機関との調整を行いまして候補の選定を行います。

その上で、登録に向けて、本日の委員会でございます景観評価委員会でご意見をいただいた後、ご意見を踏まえながら登録の手続きを行い、登録した景観資源について市のホームページなどで周知をしていくという流れになっております。

それでは、こしがや景観資源の登録について、再びスライドにてご説明をさせていただきます。

こしがや景観資源の登録は、「こしがや景観資源登録要領」に基づいて行っております。登録要領はお手元に資料1-1として配付しておりますので、併せてご覧ください。

登録対象につきましては登録要領の2に定めておまして、(1)地域で身近な景観を構成している要素、(2)地域で身近な眺め、(3)地域で身近な眺めが得られる場所としております。

こしがや景観資源の登録基準は4点ございまして、登録要領の3に定めております。(1)道路その他の公共の場所から見るができること、(2)景観資源の所有者の承諾が得られ、継続的に資源の保全が見込まれること、(3)大切にしたい、後世に残したい越谷の景観を感じさせること、(4)地域の景観形成に良好な影響を与えていることとしております。

なお、これまでに基準を満たさないために登録ができなかったものについて、スライドに写真を示しております。

これら2つの候補は、登録基準(2)「所有者の承諾」が得られなかったことから登録ができなかったものになります。

続きまして、登録された景観資源の周知と活用についてご説明をさせていただきます。

登録した景観資源は、市のホームページへの掲載ですとか、都市計画課窓口へのファイル配架によりまして周知を行っております。また、資源を登録した際には、本市の職員向けに周知を行いまして、全庁的に登録資源を活用するように呼びかけております。

その結果といたしまして、市が発行する冊子などに景観資源の写真を掲載することで、資源の周知、活用を行っております。

令和2年度に資源の写真を活用した例がございますので、内容の一部をご紹介します。

昨年度、都市計画課では「越谷市都市計画マスタープラン」を改定しておまして、その冊子内に写真を掲載しております。

また、昨年度はコロナの影響によりましてオンライン会議が多く行われていたということを受けまして、オンライン会議の背景に使える画像として、市のホームページに景観資源の写真

を配布いたしました。

説明事項1、こしがや景観資源の概要は以上となります。

続きまして、説明事項の2、令和3年度の応募状況についてご説明をさせていただきます。

こしがや景観資源は通年で募集をしておりますが、年度での締切りを毎年7月末に設定しております。

令和3年度の募集テーマは、昨年度の景観評価委員会でいただいたご意見を参考にいたしまして、「心が和らぐこしがやの景観」と設定いたしました。応募方法は持参またはメールでございます。周知につきましては、市役所や地区センターなどのポスター掲示、チラシ配架、また広報こしがやでの記事掲載、また公園維持管理団体への案内送付や、小・中学校の校長先生が集まる会議の場でのご案内を行っております。

令和3年度に応募に関しては、市立の大沢北小学校に協力をいただきましたので、こちらについてご紹介をさせていただきます。

都市計画課では、大沢北小学校からの依頼を受けまして、令和3年3月19日に4年生90名程度を対象に越谷市の景観についての授業を行いました。スライドの右下に例があるように、時折クイズなども交えながら、積極的に小学生からの発言をいただく形で授業を進めまして、授業後には景観資源の応募にもご協力いただきました。応募資源につきましては先生に厳選していただきまして、計28件分の応募を受け付けました。

景観資源の応募につきましては、以前も市内の小学校にご協力いただいております。今回も子ども目線による身近な景観資源の発掘につながったと考えております。

なお、大沢北小学校からの応募につきましては、応募番号R3-1からR3-28が該当しておりますので、お手元の資料やスライドなどを今後ご覧いただく際に参考にいただければと思います。

令和3年度に応募状況はご覧のとおりでございます。応募者数11名、応募件数が66件となっております。応募された資源につきましては、市の中心部と東側に多くなっております。

これより、今年度応募された資源の例をご紹介します。まずは登録済みの資源と同様の内容ということで、今年度も花田苑ですとか元荒川沿いの桜並木、梅林公園などの応募が多かったです。

続きまして、新たな視点ということで、本スライドの上段につきましては、これまで資源で応募がありそうでなかったものをピックアップしたのになります。いずれも越谷らしい景観なのではないかと思われまして。

また、下段につきましては、今年の5月に供用を開始いたしました越谷市役所の本庁舎に関する応募となります。越谷の新たなランドマークになっているのではないかと思います。

また、令和3年度の募集テーマにつきましては、「心が和らぐこしがやの景観」と設定しておりまして、こちらに挙げさせていたものに限らず、どの応募資源もそのような側面があったように感じられたのですが、特にこのテーマに沿ったと思われるものをピックアップさせていただいています。ご覧のように、身近でほっとするような景観が応募されておりました。

また、令和3年度の実選で特徴的だったのが、調節池、池を対象とした応募が多かったことでした。これまで、池からの眺めですとか池で行われているイベントを対象とした応募、登録は幾つかございましたが、池そのものを対象とした資源はございませんでした。「心が和らぐこしがやの景観」というテーマにも関連するかと思います、広がりのある水辺の景観の実選が多くあったというふうに感じております。

説明事項2、令和3年度の実選状況に関する説明は以上になります。

続きまして、説明事項3、令和3年度の実選資源についてご説明をさせていただきます。

今年度分の実選資源につきましては、応募がありました66件中、3件を除く63件を実選したと考えております。

また、市としては実選をしたいと考えているものの、本評価委員会におきましてご意見をいただきたいものについても6件ございますので、併せて次以降のスライドにて詳細をご説明させていただきます。

まず、実選ができないと考えている応募資源の1件目、R3-29「香取神社（雛祭り）」になります。大沢3丁目地内にごございます香取神社の社務所で行われた雛祭りの様子を撮影したものになりますけれども、これは建物内を写したものでありまして、登録基準（4）地域の景観形成に良好な影響を与えていることを満たしていないため、実選ができないと考えております。

続きまして、実選ができないと考えている応募資源の2件目、R3-43「黒鳥飛来」です。レイクタウンに偶然飛来した黒鳥を撮影したのものになりますけれども、これは偶然起きた内容でありまして、登録基準（2）継続的に資源の保全が見込まれることを満たしておらず、実選ができないと考えております。

なお、黒鳥は固有種ではなく外来種でもございますので、市内であまり見られないものとなります。

続きまして、実選ができないと考えている応募資源の3件目は、R3-57「賑わうつり人達」

です。大吉地内の葛西用水で釣りをする人々の様子を撮影したのになります。本応募資源は、登録基準は満たしているのですが、写された内容がフェンスを乗り越えた上で行われている禁止行為でありまして、管理者からの了解が得られないために登録ができないと考えております。

以上の3件が登録できないと考えている応募資源になります。

続きまして、登録に当たりご意見をいただきたい資源の候補6件についてご説明します。

まず、1件目となります。これはレイクタウンの噴水を対象としているものですが、池の対岸から500メートル先の対象物を望遠レンズで撮影したものであり、人の目での見え方と大きく異なる内容となります。

こちらのスライドの左が応募写真、右が実際の見え方に近い形で撮影した写真となります。実際に写しているところがこの赤枠の中になりますが、このように、人の目での見え方と大きく異なるものを資源として登録してよいか、ご意見をいただきたいと考えております。

続きまして、2件目です。新方川沿いの桜並木とリユースということで、花田6丁目地内で撮影された候補となります。

左が応募写真です。写真の左側に背景としてリユースらしき建物があるのが分かりますが、ぼやけて撮影されています。右の写真は実際の見え方に近い形で撮影をしたのになります。先ほどのレイクタウンの噴水と同様、カメラの機能などで実際の見え方と異なる写真を資源として登録してよいか、ご意見をいただきたいと考えております。

続きまして、3件目です。大吉地内の白鷺橋には写真のようにオブジェが設置されており、このオブジェを主体とした応募写真がございました。左が今回の応募写真となっております。

なお、右の写真は平成30年度に登録をした資源となります。平成30年度に登録分、こちらの写真につきましては、キャンベルタウン野鳥の森のゲージがこちらに少し見えるということから、登録対象を「眺望」として整理をいたしまして登録を行ったものでございます。

今回の登録はオブジェが主体の応募となっておりますので、景観として扱えるかご意見をいただきたいと考えております。

続きまして、4件目です。先ほどの白鷺橋と同様の要点になりますけれども、こちらは御殿町地内で撮影された元荒川と元荒川橋のオブジェになります。

なお、同様の資源といたしまして、令和2年度に登録済みの「眺望14 葛西用水としらこぼと橋」がございます。こちらにもオブジェが手前に撮影されているものの、葛西用水が背景となっていることから、登録対象を「眺望」として整理をし、登録を行ったものでございます。

同様の整理として登録をすることに支障がないか、ご意見をいただければと考えております。

続きまして、5件目です。これまでのオブジェの内容にも通じるものでございますが、建物の一部分を景観として扱えるかどうかが要点になるものです。

この建物は東大沢一丁目地内にあり、以前は保健センターであったものですが、今年度改修を終え、大沢地区センター・公民館として供用している建物になります。この建物のステンドグラスが資源候補となっているわけですが、この候補を景観資源として扱えるかについてご意見をいただければと思っております。

続いて、最後、6件目になります。これは伊原一丁目地内の葛西用水にて撮影されたものになります。ご覧のとおり、用水路内に安全確保のための白い柵が多く配置されており、景観として良好とは言えないものになっております。このような景観を景観資源として登録してよいかどうかご意見をいただきたいと考えております。

なお、今回ご意見をいただきたいとしてご説明した③の白鷺橋のオブジェ、⑤の大沢地区センター・公民館のステンドグラス、⑥の白い柵のある東京葛西用水の3件分につきましては、市としては登録に向け、応募者と調整をしながら、少し広域に撮影した写真で整理をすることも考えております。

参考といたしまして、昨年度ご意見をいただきながら登録いたしました「眺望18 東京葛西用水とめがね橋」の応募写真と登録写真をスライド下部に掲載しております。

左の写真のとおり応募をいただいたものですが、昨年度、景観評価委員会のほうで、「構造物に近接した写真であることから、オブジェを主体としているように思われ、景観資源としての判断が難しいのではないか」といったご意見をいただきまして、右の写真のような写真に、橋の全景が分かるような形で撮り直しを行いまして、応募者と調整をしながら登録を行ってまいりました。

今回の3件についてもこの事例同様に整理をしたいと考えております。

また、その他、今年度の登録資源についてご意見をいただきたい内容でございます。

景観資源につきましては、対象物を分類した上で登録、公開をしております。現在はご覧の表の左側のとおり8つの分類としております。

今回、調節池、池に関する多くの応募がございまして、池に関しても登録対象として分類する必要があると考え、右の表のように「河川・用水」に「池」を付け加えることを考えております。こちらについてもご意見をいただければと思います。

内容が多くなりましたが、説明事項3、令和3年度の登録資源についての説明は以上となります。

最後に、説明事項4、来年度、令和4年度の募集についてのご説明をさせていただきます。

令和4年度の募集テーマは、案として、「あなたにとってイチオシの視点場（遠くのものが見える場所）を教えてください」を設定したいと考えております。

参考までに、スライドにはこれまで登録された視点場の資源の例を掲載しております。

令和4年度の募集に当たりましては、今回募集時に出た課題を踏まえ、募集要項を見直したいと考えております。今回の応募では、近接していることによって場所が特定できなかつたり、景観要素が備わっていない、そういった写真ですとか、あとは1つの応募に対して複数枚の写真の応募、また、人の顔が写っていて個人が特定できてしまうような写真の応募がございました。こうした応募がないよう募集要項を見直したいと考えております。

なお、今回、この景観評価委員会の場でご意見を伺う前に、個人が特定できる写真の応募については除いております、次回以降も同様の運用にて進めたいと考えております。

議案1に関する説明は以上となります。

◎議案に対する質疑・意見

議長 どうもご説明ありがとうございました。

今ご説明ありましたように、応募写真に関しては、事務局のほうで現地に出向いて、その状況を確認していただいたり、あるいは立入りの可否については地権者様に確認していただいたりと、この委員会は年に1回ですけれども、事務局の皆さんにとってはこの取組はもう日々の業務ということで、大変なご尽力をいただいていることを、まずはこの場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

さて、そういうことで、本日様々な応募写真のご紹介がありました。ちょっと特徴を見てみると、新たな視点というところでご紹介がありましたが、やはりこの庁舎が早速出てきたというのはうれしいですね。見える対象でもあるし、見る場所でもあるというようなその両方が出てきたというのは非常にいいことではないかなということで、積極的に庁内でもご案内いただけたらなと思います。

それと、やはり水辺の写真が例年コンスタントに出てきているということは、この景観計画のサブタイトルにもある「水郷こしがや」というところをやはり象徴づけているというようなことでも、非常にいい形で認識されているのかなというふうに思いました。

それと、その水郷にも関わってくるのですが、調節池についても、やはり越谷らしさが出ているのではないかと。それというのも、調節池はとかく住宅地の中に出てくると、柵で覆われ

て、それこそ水が引いているようなところでは、プロレスのリングのような、金網デスマッチが繰り広げられるような、そんな殺風景な場所が散見されるのですが、越谷に限っては、できるだけ散策などで憩えるような、あるいは緑が豊かに繁茂するような、そういった工夫があったりして、私もほかの市町でも調節池の整備があるときには、越谷に行ってきたというように紹介したりしますが、そういう応募写真が増えてきているということも非常に越谷らしい特徴が認知されているのだなというふう感じた次第です。

そういうことで、特に本日、事務局のほうから整理、分類した中でも、特に判断に迷うというものが幾つかあります。特にそのあたりを中心にまずは審議を進めていって、その点の審議を経た中で、恐らくこの資源の判断基準というものが共通認識に至っていくのではないかと。そういうような中で、全体を通して皆様方から、さらに採否をどうするかというようなところをご意見として賜ればというふうに思います。

先立って、まず、今事務局から説明があったことについての質問をお受けしたいと思います。まずはその状況確認、情報確認という意味で質問をお受けしたいと思いますけれども、どなたか質問はございますか。

どうぞ。

〇〇委員 本年からお世話になります〇〇と申します。よろしく申し上げます。

応募方法を拝見しますと、写真がマストになっているようですが、果たしてその景観というものが写真コンテストなのか、それとも、その心の中のふるさとも含めて、例えば70歳のおばあさんが、私は八坂神社のお祭りを子どもの頃から見ていたのよ、あれが私の心の中のふるさとの景観なのよねといったときに、写真は人が写っているから駄目とか、そういうこともあったりしますが、あくまでも写真がエビデンスとしてあるものを選定する会議と考えればよろしいのでしょうか。

議長 事務局のほうから回答をお願いします。

都市計画課主幹 都市計画課の木下と申します。

こしがや景観資源の登録にあたりましては、まず景観の要素となる、風景、景色を主体としておりますので、その情景を明確に把握するために写真を必須の添付書類としております。

実際は、先ほど事務局からも説明させていただいたとおり、周知を図りながら皆さんに知ってもらって、その場所に足を運んでもらうなど、それを皆さんに広めていただきながら活用していきたいというのが念頭でございます。

過去、写真コンクールということで、景観のいい風景、景色の写真を主体としたコンクール

の実施はさせていただいたのですが、やはり写真を好きな方が応募されていることがありまして、写真の技術的な所を問うような傾向が強くなり感じられたので、写真コンクールについては9回をもって、平成30年の時点で休止とさせていただきます。

今回のこしがや景観資源の取組に関しては、シンボリックなものとして、いろいろな越谷市内の景観資源を想像されるかと思うのですが、登録要領にもございます身近なものということで、皆様が日常的にふだん見たりとか感じたりするものを主体にしながら、一般的な身近なものも含めて皆様に知っていただきたいということで、写真を添付ということで考えております。

以上となります。

〇〇委員 ありがとうございます。

あと、もう一点、例えば花田苑のように、能楽堂であったり庭園であったり、重複というふうに私なんかは割と見てしまう。その重複しているものを分割していくというふうに見えてしまうところもあって、そこがちょっと分かりにくいかなと思いますが、特に市民なんていうのは花田苑といえば花田苑なので、その辺のどこまで刻み込んでいくのか、あるいはそのテーマというのともとても恣意的じゃないですか。美しい花田苑とか言ってしまうと、能楽堂が美しいという人もいれば庭が美しいという人も、その重複の考え方はどのように捉えればよろしいのでしょうか。

議長 事務局、お願いします。

都市計画課主幹 29ページのところに、現在登録を受付されたものの、分類分けを整理させていただいておりますが、まず、一番上の「河川・用水」に、今回、「池」をプラスさせていただきました。そこから「活動」までの項目に関しては、登録要領1の資源を主体とした要素に対して分類分けを整理しております。

例えば、公園が主体なものは公園、能楽堂は、建物を主体とした場合は建造物という分類分けになります。

「眺望」については、一つの要素だけではなくて、全体として、景色、風景が備わって一つの資源という視点もございますので、要素が複数以上あるものを「眺望」として整理させていただいております。

また、イメージとしては、(1)の要素の一番下から3番目までの「活動」に関しては比較的近い距離での資源、「眺望」は中くらいの距離での資源、「視点場」は上から全景を見渡し、展望デッキなどの遠景で、かなり遠く見渡した全体的な風景、景色に対する分類というイメージで整理させていただいております。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 そのほか質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員 今回の中でオブジェはどうするかという話がありますが、もしオブジェを登録する場合は、先ほどのものだとどこに分類されることになるのでしょうか。

議長 事務局、お願いします。

都市計画課主幹 オブジェの場合は、既に登録済みのものございまして、眺望に分類分けさせていただいております。そのため、オブジェだけが主体の場合、それが実際景観なのかという取扱いについて、委員の皆様にご意見をいただきたいと思うのですが、これ以外の3件の案件に関しても、オブジェだけじゃなく、周りの風景、景色と一体となったものを一つの景観として捉えて、それで眺望の分類の中で整理をしていきたいと考えております。

議長 よろしいですか。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 そのほか質問は。

どうぞ。

〇〇委員 〇〇と申します。よろしく申し上げます。

レイクタウンみたいに、前の年は1つか2つだったのが、結構いろいろな角度から見られていますというのが結構多かったですけども、そうじゃなくて、完全に場所的に、前年はそこを撮っているのに今回は誰も見なかった。逆に、新しい、例えば市役所みたいに景観として見たというのは、そういうのも出てくるわけです。

景観資源というのは1年という話になっているので、景観はやはりある程度継続的なものだろうというふうに思うと、せつかくあるときにいい景観として登録されたものが、その翌年から誰もそれを写真というか、見に行かなかったみたいな話が出てくることあるのかなと、そういうものの取扱いというのはどういうふうに考えられているのかなというのをちょっと教えていただきたいです。

議長 事務局、お願いします。

都市計画課主幹 今回は令和3年度として、7月末までに応募いただいたものを整理して説明させていただいておりますが、過去登録済みの86件に関しても、今年度登録されたものを積み重ねて、計上して周知を図っています。

そのため、ホームページ上は先ほどのカテゴリーごとに分類分けしたものを項目立てさせていただいております、その分類に合った各資源に対してご紹介させていただいておりますので、今までの資源は登録されたまま、今年度は今年度で登録された暁に、それをプラスアルファとして追加して、そういった意味では今年度のものを過去のものとも比較検討していただきながら、違いを感じていただいたりとか、新たな資源を知っていただいたりというように努めていけたらなと思っております。

〇〇委員 よく分かりました。どうもありがとうございます。

議長 そのほかいかがでしょうか。

そうしましたら、ここ過去3年の中でも、この評価委員会の中で登録資源の諾についていろいろ調査、審議を進めてきたところです。

やはり出たところ勝負というところがあって、その年、その年でどういった写真が寄せられるかによって毎年の審議の内容が変わってくると。あるいは、また新たな分類が出てくるというようなことで、まさに考えながら発展、成長を目指すという、そういう議案になっております。

本日、半数の委員が交代ということでございますので、やはり共通評価基準というか、ある程度見方を共通認識するという意味でも、まず事務局から提示された判断に迷うところ、その議論を深めるとかなり見方が共通認識に至ると思っておりますので、そこをまず中心に議論していきたいと思っております。

まずは、登録ができないと考えているものについては、単刀直入に言うと却下の対象というようなこととなります。これについてご賛同いただけるかどうかということとなります。

R3-29というのが雛祭りの風景で、建物の中に限定されているものになると。それと、R3-43というのが偶然性が認められる鳥の描写。R3-57というものが、本来であれば立入りができないところに人が立ち入っている状況で、これは管理上いささか問題があろうというようなところでの却下だということになっております。

これについては、原案として却下ということによろしいかどうかについてご審議いただきたいと思っております。

どなたかご意見等ございますか。

〇〇委員 3つのうちの後ろ2つは却下していいだろうと思っております。最初の案件ですけれども、景観というところとちょっとジャンルとしてずれるのかなというのはありますが、こういうのを拾い取る場所は、ちょっとこの会議と趣旨がずれるかもしれませんが、場所というのは何かあるのでしょうか。

議長 事務局、お願いします。

都市計画課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

ご指摘いただきました建物内というより、多分この雛祭りというようなことも捉えての話かと思うのですが、先ほど〇〇委員からもちょっと似たような意見がありまして、心の中のふるさととかというようなお話もあったかと思えます。このような一つの伝統的イベントというような捉え方というものにつきましては、本市の中におきましては観光行政とか産業行政という中において、その一つの位置づけとしておりますので、景観という中でのジャンルではなく、産業行政、観光行政という中のジャンルの中としては当然に拾わせていただいているものでございます。

以上でございます。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 よろしいでしょうか。

そのほか、この却下について何かご意見等ございますか。

〇〇委員 すみません、一応この基準との対応ということ考えたときに、(4)の地域の景観形成に良好な影響を与えているかということについて、満たしていないということですが、そもそも(1)の公共の場所から見るができるかという視点というのも関わってくるのではないかとということで、そこは押さえておかないといけないかなと思います。それと、この場面ですけれども、道越しに窓が開いていて、こういう光景が見えるとか、そういう状況はないのかといった確認が必要かと思いました。

議長 よく地方の旧街道沿いに足を運ぶと、見せ雛と称して街路上から家の中の雛人形が外に向けて展示されるなんていうのがあったりしますけれども、本案件ではどのような様子なのか、現地の実態を事務局のほうからご案内いただけますでしょうか。

都市計画課主幹 当該地に関しては道路側から見るできない状況となっております。雛祭りを書いてあるとおり、香取神社で決めたある一定の期間中にこういった祭事が行われている状況です。

議長 ということで、かなり限定された場所からでないと視認できないというような状況です。

〇〇委員 すみません、関連して、この香取神社、ここは今までの登録には関係がないところということでしょうか。

議長 事務局、お願いします。

都市計画課主幹 香取神社につきましては、既に登録されているものが2件ございます。そち

らは香取神社の参道の鳥居とか、敷地内にあります、風鈴が飾ってある時期がございまして、境内を含めたものが既に登録済みとなっております。

〇〇委員 その登録されているものに写真として一つ追加するということで、もうその写真自体が条件を満たしていないから、やはりまずいだろうというふうに考えるということですね。

議長 よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 ということで、原案3件の却下についてはお認めいただいたということでよろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて、ズームアップ、あるいは少しピントの状態によって肉眼とはちよつと見え方が異なるというようなR3-47、それとR3-22をセットでご検討いただきたいと思いますけれども、もう一度このR3-47について事務局のほうから、肉眼での様子をご説明いただいてもよろしいですか。

都市計画課主幹 応募写真に関しては、恐らく望遠レンズという高性能のカメラを使って、かなりズームアップしたものが写真として応募されております。左側の応募写真の四角い囲いの全体的なものに関して、右が実際の見え方ということで、現地で撮った写真にはなりません。

真ん中の四角い赤い囲いがございまして、その部分がアップされると左側のように写るという状況でございました。

議長 ありがとうございます。

特に大きな問題がなければ、せっかく市民から寄せられた作品、写真なので、積極的に取り上げていこうというのがこれまでのこの評価委員会の姿勢でございます。ですので、この噴水自体が本当に肉眼で現地に行って視認できるということであれば、さして問題はないかなと思うのですが、それについていかがでございましょうか。

〇〇委員 この噴水の近くに住んでいますが、この噴水は北側から見るとこのとおりに写り、遠くなるから望遠レンズで写すことにはなりますが、写真がこれであれば望遠レンズで写してあったとしても、いつも見られるわけではないですけれども、この風景というのは私も何度か見ている、この近くで子どもたちが遊べるし、すごくいいんです。

なので、私は先ほど会長がおっしゃったように、やはり受け入れて登録していただきたいなと思います。

議長 ありがとうございます。

特に背景と噴水との取り合わせが大きなテーマということになってくると、その状況がどうなのかなということでの話になってきますが、噴水自体がテーマということであれば、360度からこの噴水は見えてくるということにもなりますので、そういう意味では大きな問題はないかなというようなご意見だというふうに思います。

いかがでしょうか、そのほか。

どうぞ。

〇〇委員 委員の〇〇と申します。

私も住まいが越谷市民なものですから、このレイクタウンのところは買物に行ったり、よく行って、先ほどの委員の方のお話と同じように、遠くで見えるところもあるけれども、近くでもっと寄って見えるところも実際あるわけです。

やはり見て、噴水が出ているときは、全体の眺望としては非常に癒しを感じられると思っておりますので、非常によろしいかとは思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

もう一つ、R 3-22というのもありますが、これも事務局のほうで現地に確認していただきまして、このテーマにもありますように、今度は背景でちょっとぼやけているのがリユースですけれども、桜とリユースが明瞭にこの場所に行けば誰でも差がなく視認できるというような状況が報告されております。

ということで、今の噴水と同じ考え方でいくと、この場所に足を赴けば、背景とこの桜というものが同時に肉眼で視認できるというようなことになります。

ということで、ほぼ皆様見方が共通認識に至っていると思っておりますが、このR 3-47、22についてはそのままお認めいただくということでよろしいでしょうか。

特にご異論ないようですので、お認めいただいたものとさせていただきます。ありがとうございます。

どうぞ。

〇〇委員 R 3-22に登録、全然反対じゃなくて、いいだろうと思っておりますが、ここに応募した写真として、「こういうところですよ」といくのか、それとも、「こっちの角度から見るとやはりいいですよね」となると、応募写真とはまた違った視点でもう一回見直してどうでしょうかという形になると思うのです。そういう場の提供というのは考えられていますか。何かよさそうだけれども、この写真ではふさわしくない、というのをどう扱うか。

議長 撮り直しのことも含めての回答になると思いますが、事務局のほうから説明をお願いします。

都市計画課主幹 まず、応募いただいた市民の方々については、恐らく撮る場所とその方角、さらにはその範囲に対して、全体的な要素を含めて応募いただいているところです。

さらには、応募用紙には応募理由がございまして、きれいだからとか思い出があるからとか、個人個人の様々な思いや考えの中で応募いただいているものがございまして、まず事務局としては応募者の意思を尊重しながら、いただいたものを登録するというのが念頭でございます。

実際、登録されたものについては、先ほどもお話しさせていただいたとおり、周知をしたいということで、足を運んでいただいた中で、ほかの方が、違った視点で見えていただき、応募者以外の応募とのつながりやずっと継続できたらいいかなと考えております。

〇〇委員 ということは、やはり最初にこれはどうですかといったその人の思い入れだとか、作品も基本的にはそれをまず大事にするという。よければそれをみんなで見てもらうチャンスがつくということがいい。分かりました。

議長 それで、皆さんに見ていただくチャンスをつくるというところで、もう少し写真の構図を分かりやすく写し直したほうがいいんじゃないかなというものについては、応募者の承諾を得た上で事務局の方に写真を撮り直してもらい、そちらのほうを採用するというような手続を踏んでおります。恐らく今日もそのあたりの対象が一つ、二つひょっとするとあるのかもしれないと思います。

ということで、この件については、2件ですね、R 3-47、22についてはご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 ありがとうございます。

続きまして、今度はオブジェの内容になります。

R 3-53、62、もう一つクローズアップしているから31まで行ってしまいませんか。この3点です。かなり対象物がクローズアップされていて、周りの状況の確認がなかなか視認しにくいという状況です。

そういう中でも、R 3-62についてはこれまでの採用した応募写真とほぼ同じ状態で、背景の様子が克明に分かるということで、地元の人であれば大体この場所がどこであるかということまで認知できるだろうというようなところで、事務局としては登録したいがというような内容でございます。

R 3-53については、過去にやはり同様のものが、対象物が描写された写真が提出されています。それに対して、よりクローズアップされているものが今回の応募写真ということで、これについても登録したいが、そのためにはどうすればいいかというようなことで、場合によってはもう少し引きを取って、右側の平成30年度の登録済みのものであれば、背後の緑地がまさにキャンベルタウンを象徴づける、ちょうど当地の中心施設が写ってきているので、大体越谷のどこに行けばこの対象物が眺められるかというのはある程度特定できると。いささか、R 3-53の応募写真についてはなかなか背景がうまく収まっていない状態で、場所が特定しにくいぐらいの様子だというようなところで、少し皆様方からご意見をいただきたいと思います。

それと、R 3-31の建築物、これについても、ステンドグラスというものがかなり強調されていて、そのちょっと周辺との取り合いというのがあまり視認できないわけですが、これについてもある程度引きを取ることで対応できるのかどうかというようなことをご意見としていただきたいと思います。

ということで、以上のこの3点について、委員の皆様方からご意見いただきたいと思います。いかがでございましょうか。

〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員 まさにそのR 3-53の案件が重複にあたるのではないかとということですよね。既に平成30年に登録しているものを新たに今年登録するということですよね。平成30年の登録済みのものを今回も登録するということでしょうか。

議長 実は過去にもそういうものがあって、ただ、それはやはり描写の角度とか距離とか、見上げ、見下げみたいなどころまで合わせると、それなりにやはり楽しみ方が変わってくるというようなことで、そういう場合は積極的に取り入れていこうというようなことでこれまで採用に至っています。

〇〇委員 住んでいる人間として考えると、やはりこういうものが毎年コンテストのような形で行っていて、ホームページでは過去のものも見られるという中で、新しい視点とか、そんなところがあったのかという、何か市内をちょっと旅に出たくなるようなものがどれだけ入っているのかなということで継続する価値があるような気もするんですけども、同じようなポイントや角度を変えて、なぜそれが増えてくるかということ、そこに人がいっぱいいるわけで、既視感もいっぱいあるわけで、そうすると、スマホで撮れるし、では今度は朝撮ろうかという写真コンテストの様相で、それがちょっと景観かどうかということがいま一つ理解できないので、平成30年度の登録資源があるなら、私は積極的に推せない気がしました。

同じようにR 3-62も、多分菜の花畑を見る人は、菜の花畑のある川端を見るのであって、しらこぼと橋のこのオブジェで立ち止まるために来る人はいなくて、よく地方なんかであるのは、恋人の岬とかいって、やはり人を絡めてきますよね。ここで物語をつくるとか、ここでだれかが亡くなったとか、何かそういうモニュメントのようなもの、庚申塚とかそういう物語があるものに対するものであるのであれば、何かそこに行って看板一つも読もうとか調べてみよいかとかというのがあるんですけれども、ちょっと物を単独で撮って、しかも過去登録済みのものを、アングルと季節を変えるということになると、ちょっと私としては写真コンテストの選考に関わってくるような印象があるので、強行はいたしませんけれども、一委員としてはR 3-62とR 3-53は登録せずに、まだ見ぬ登録資源のために空けておいてもいいのかなという印象をいたしました。

また、さっきショックだったのは、さきほどの噴水はないのかなと思ったところですが、やはり地元の人たちはその噴水を愛されるとかいうと、確かにそれはそれで、地元の人がそこを愛しているんだったらもう私もそこまで言うつもりは全然ないんですけれども、一般的に見て、ぱっとホームページを見たり、あれ、これどこかで見たなという既視感というのは、何か事業が継続している中ではあまりよろしくないのかなという印象を受けました。

以上です。

それから、3番目の建物の一部の景観は全くありだと思っていて、やはりその中に異様なものとか目を引くものがあるわけで、これ単独というよりは、何とかの中のステンドグラスとか、何とか教会の尖塔とか、そういう部分に対する違う視点の着目を与えるという意味では、私はR 3-31はあるのではないかという気がいたしました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

もう少し皆さんからいろいろ意見を聞いてみたいと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員 〇〇です。よろしくお願いします。

まず、R 3-53ですけれども、オブジェということでそのものだと思います。前回めがね橋を撮り直したということもありますが、そうすると、どこまで撮り直すのというようなことになるので、これについては却下かなというふうに思っています。

それから、R 3-62については、季節感というのもまた特別なものだと思いますので、これはちょっと自分としてはよく分からないというところです。

それから、R 3-31については、ステンドグラスはどちらかという室内から見るものです

から、これを登録名称案の（ステンドグラス）というふうを書くのはどうかなと思っています。ですので、これについては全体の建物としてのその一部のステンドグラスというのものはありますが、ステンドグラスを入れるというのはちょっといかがかなと思っています。

以上です。

議長 ほかにいかがでしょうか。

〇〇委員。

〇〇委員 R 3-53のほうは、オブジェとして後ろにグリーン of 自然も入っているのですがいいんですけれども、個人的には、この画角の右下にある掲示物が入っていることによって、決して景観としてきれいかというところがちょっとそぐわないんじゃないかなという点において、ちょっと今回は違うかなというふうに思っています。

あと、R 3-62については特に問題はないかなと思っています。あとR 3-31も、私も先ほどの委員と一緒に、本来は中から見るものですが、もうちょっと引きとして建物全体を撮れば、ステンドグラスも建物の一部として扱ってもいいのではないかと個人的には思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、できるだけ、同じ対象物を捉えていても、感じ方が変わってくれば積極的に取り入れていこうというのがこの制度でありまして、今複数の方が共通でご発言いただいたのがR 3-62のものでありまして、これはやはり背景の状態によって季節感がやはり変わってくると。それによってやはり眺めている人の印象もやはり変わってくるという意味では、主役たるものは同じ対象物だったとしても、その背景によって地域の彩りが変わってくるという意味では、おおむねよかろうというような話になっていると思います。

それとあと、建物のR 3-31については、もう少し引きを取る形で全体の状態を描写するというようなことでどうかというような話ですね。

それとあと、R 3-53のオブジェについては、皆様方異口同音に辛口の評価をいただいているところでございます。事務局にちょっとお伺いしたいのは、これ引きを取ると後ろに何が写ってくるのでしょうか。

都市計画課主幹 引きを取ると、この背景の緑に関しては、今年度多く応募いただいた大吉調節池の敷地の緑になります。外周に大吉調節池の高木をはじめとした桜などが連なっておりまして、引きで写真を撮ることができれば、応募者の意思を尊重したオブジェも活かしながら、大吉調節池の外周の緑というような仕上がりができるかなと考えております。

議長 なるほど。今の事務局の状況説明でありますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

〇〇委員 応募は写真1枚の勝負になるじゃないですか。特にこのR3-31なんていうのは、全体の話と、「こういう建物だね」だけじゃなくて、「ここを見てよ」みたいな多分両方があって一つのものになるのかなという感じもします。

例えば、東京駅の全体と、どこかの棟、だけれども、写真1枚で勝負しろというとなかなか難しい話になるんですよね。なので、今の1枚で勝負じゃなくて何かないのかなとちょっと感じました。

都市計画課長 景観の考え方というのは人それぞれだと正直思っております。この部分については写真コンテストでやっていたときみたく、写真で優秀とかを競っているわけではございませんので、1枚、2枚とかで勝負は全く考えておりません。

ただ、応募者の方が、この方の考え方としては白鷺橋にあるこのオブジェがあるところから見ると景観がいいんじゃないかというところで多分、その意思で撮ったのだと思います。

ただ、プロのカメラマンでもないものですから、アングルがどうだとか、そういう部分についてはやはりプロではないので難しいのかなというふうに思っているというふうに私ども考えています。

確かに右にある登録済の白鷺橋、同じ場所ですけれども、この奥に見える三角がキャンベルタウン野鳥の森ということで、これは非常にいいバランスで入ったのかなと。ただ、今回のものについては、その白鷺橋にあるその白鷺の部分のこれを撮ったのがメインで、それがはっきりちょっとほかの景観とどうマッチングするかというのがいまいち見えていないというところですが、一つの考えとしては、越谷の中の白鷺橋というその特徴的なものを一つの景観と捉えるのであれば、先ほど担当のほうからご説明させていただきましたが、後ろに調節池というのがありますので、その辺も含めた中での景観というものが再度撮影できるのであれば、この参考である平成30年度の登録と同じような考えでもできるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

議長 〇〇委員。

〇〇委員 公園で、先ほどの意見と違うんですけれども、これは白と緑がとても美しいので、多分撮った方は上げたんだと思うんです。ですので、本人の緑というところと調節池があまり出しゃばらない程度のちょっと撮り直しがいいかと思いました。

議長 〇〇委員、右下の説明の掲示物が目に障るというのはご指摘のとおりだと思います。こ

れ例えば引きを取った場合には、かなりその状況が見えなくなってきた、逆に後ろの緑が広がってくるということになった場合にどうお考えになりますか。

〇〇委員 特に問題はないと思います。多分きっとこの左下の文字を入れたくて、どうしても入ってしまったということだと思います。

地元でもやはり写真コンテストをやったことがあって、これは写真コンテストではないですが、そのときに写真家の先生をお呼びしてやったことがあり、写真を撮るときに、文字で何かを伝えてはいけないと、その先生はおっしゃっていたので、むしろこの文字がなくても十分素敵な写真になるのではないかなというふうに思いました。

議長 ありがとうございます。

では、ちょっと交通整理したいと思います。

R 3-53については、右下の掲示物が確かに目障りというのはご意見のとおりだと思います。翻って、後ろの緑が大吉のいわゆる越谷のシンボルの調節池になっていて、平成30年度作品は背景が空と野鳥の森というようなものに対して、今度は大吉を少し背景としてクローズアップすると、その場所性というものがまた特徴づけられてくるのかなということで、撮り直しという引きを取った形で、大吉を背景に描写して、掲示物もそれほど目に障らなくなってくるというようなことで、話が収束しつつあります。

R 3-62については、皆様、背景によって感じ方が季節によって変わってくるという話、それと、R 3-31の建物については、ステンドグラスそのものは建物の中から本来は楽しむものである、それを含めた建物全体の引きを取って描写することでいかがかという話が出てきております。

これについては、引きを取ったものが今日すぐにお出しすることができないので、もし差し支えなければ、事務局と会長のほうでそれを確認した上で、皆様のご意見に沿うような状況であれば採用ということにしてはどうかというふうに思うのですが、この考え方について皆さん、どう思われますか。

〇〇委員 全体には異論ありません。

ちょっと夢のような話を一つさせていただきたいのは、そのR 3-53の掲示物が邪魔であるということが景観評価委員会が出たということは、右か左に、これ50センチとか1メートルとかあくわけにいかないですね。

例えば、こういう場所は誰もが写真を撮りたいときに、僕も仕事でよく撮影行くときに、なぜこんなところにこんな看板貼るのとか、そんな塚があるのに、真ん前に立ててしまったら写

真撮れないじゃないとか、景観に対する敬意というか、役所の方だと部署が違うのでなかなか言えないという話もあるかと思いますが、会社だと社長に言えば大体それですぐ解決してくれるということもあり、何かそういう工夫も要るのかなと。せつかくオブジェがあって掲示物まで立てていて、写真を撮ろうかなと思ったら掲示物を外して撮らなければいけないとなると、見る人も開放していないですよ。何か気を使わせているというか。

そんなにこの掲示物が大事かという、ここである必然性はそんなにないことが結構多くて、割と50センチ、1メートルずれていけばいいじゃないかと思います。そのことによってさらにこのオブジェがアピールポイントとして生きてくるということもあるので、写真を撮る人を逃がすんじゃなくて、こういう残念な組合せがあった場合については、合理性のあるほうを取って、合理性のないものについてはちょっとどこかしてもらって変えてもらうということ、何か個人的に私は提案したいなと思います。

以上です。

議長 事務局から何かお考えありますか。

都市計画課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

確かに景観の視点からいけば、撮りたいところに何かがあれば邪魔だというのは当然の話かなというふうに思っております。ただ、私もよくこの看板が見えていないのですが、例えば、この看板が裏返しについていけばいいのかという逆の議論もあり、今こちら側にあるからいいのか、この字が見えないで反対側にあればいいのか、そもそもここにあってはいけないのかと。

〇〇委員 この右下の中盤にある、「立ち入らないでください」というのは、ここじゃなくてもうちょっと右とか左とか、ある程度のアングル、通常カメラでいうと50ミリ、60ミリぐらい、広角じゃない範囲で撮るぐらいの常識的な画角というのは決まっているんですけども、そのところを多分5、60センチか1メートル、右か左によけてもらえたらいいなと思います。

オブジェを撮るときには、看板もちょっと避けるようなことが考えられてもいいのかなというふうに思っただけです。

議長 〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員 今の議論ですけれども、景観の登録にあたって、その写真のアングルを変えてみたり引きを取ったりして登録できるかという議論をしていますが、それは必要なことだと思うんです。なるべく出てきたものを酌み取って身近な越谷の景観にしていこう。一方、ちょっと感想で思うのは、一生懸命看板が写らないようにカメラのアングルをずらしながら撮って、それを選定していくというのは、何かちょっと良い景観をとというのは違うところもあるかなと。

そこに悪いものがあって、次にもフェンスの問題出ていますけれども、一生懸命探せばいいという感じはちょっと微妙なところなんです。本来ならば、むしろ看板が写っても積極的に選んでいこう。それで、看板が入っているよね、だから、これからこういう看板とかそういうフェンスというのは越谷の景観として対策してほしいよねというところまでを共有するというところもあるのかなと思います。

なかなか管理者に言って変えてもらうというのは難しいということはあると思うんですけども、問題のある景観を共有して、改善の意識を高めていくということもあるのかなと思いました。

議長 ということで、今のご発言は、その看板を今すぐ取れという話ではなくて、どうしても写真の構図に含まれてくるようであれば、何らかのケアをしてはどうでしょうかという話で、強制的にということではないと思います。

ただ、やはりどうアングルを工夫してもどうしてもやはり目に障ってくるものが含まれてしまってくるというものについては、庁内で情報共有して、この場所は非常に今高く評価されて登録資源にもなっているけれども、今後もし、つけ替えるような機会があれば、ぜひこういう少し離れた場所とか、あるいはもう少し構図から含まれないような、そういった配慮をしていただけるといいですねという申し送りですよね、そういうような発言の場でもこの評価委員会はあるといいのかなと思います。

ということで、今回の場合はアングルというよりは、少なくとも引きを取ることによってそれほど目に障らなくなってくるのが今の白鷺橋の件だと思いますので、事務局のほうで、申し訳ないですが撮影しに行っていて、それをまた当方のほうで確認させていただいて、登録ということを判断させていただきたいというふうに思います。

ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 ありがとうございます。

そうすると、最後のものが一つ残っております。

R3-63ということで、これはちょっと非常に難しいですが、もともと葛西用水と屋敷林というものをセットで捉えて応募資源という申請ですが、かなり柵が中心的に入ってきておりまして、これをどういうふうに考えるかという案件でございます。これについて皆様方からご意見をお寄せいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

事務局のほうから、もう少しこれ引きを取った様子をご説明いただいてもよろしいですか。

都市計画課主幹 葛西用水は、その写真の左側にある緑道部分と、右側が用水部分と。この場所は蛇行している場所になりますので、少し幅広の用地を生かして、親水の広場として整備されたものです。

ただ、実際、親水ということで人が立ち入って親しんで使っていただくという考えがあり、安全性の話がやはり重要となりまして、安全性の確保のために柵を設置したという経過がございます。

議長 これ引きを取るとどういったものが周りに見えてきますか。

都市計画課主幹 周りは、この突き当たりの木が民地の木になりまして、左側は住宅が建ち並んでおりますので、各建物や個人所有の樹木が見られる状況です。その反対の右側は道路がございます、引きで取れば一部道路がかかって見えるような状況になります。

議長 ちなみに、この民地の緑はどうなるか分からないですね、将来的に。

都市計画課主幹 そうですね。個人所有のものであります。

議長 これまでの案件で、個人所有の樹木が描写されているものについては、その土地の持ち主に確認をしていましたか。

都市計画課主幹 しています。

今回は、事務局として考えている先ほどの分類分けの中では、眺望として位置づけしておりますので、全体の緑道と、あとはこの石造りの親水広場、屋敷林というふうな一体的な景観として捉えておりますので、眺望となると少し範囲が広がって、個人の所有に対する承諾というのが難しい状況がございますので、本件に関しましては承諾はいただいております。

都市計画課長 お手元にある資料1-4の11ページをご覧くださいと思います。

この11ページの左側のR3-63の議論をさせていただいていますが、東京葛西緑道という用水のことと、小さなロックガーデンという言葉が出ています。ここには白い柵があって、コンクリートみたいなものがありますよね。ここが歩けるようなところで、ここを応募者がロックガーデンというようなイメージで名前をつけたのだらうと思います。

なので、この白い柵の中にコンクリート部分があって、ここが歩けるような、迂回できるような場所であるため、この柵というのが、その池へ落ちないようにいっぱい立っているというのが実情となっているところでございます。

議長 詳細な説明ありがとうございました。

ということで、この11ページの今ご説明のあったものと比較、対比しながら、少しご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇〇委員 非常に個人的ではありますが、やはり白い柵は邪魔だなというのがあります。これがなかったら多分全然問題ない。この柵が白じゃなくてほかの色だったらという可能性はありますか。例えばあまり目立たない色の柵だったら、あまり問題にならないよねとか、一応検討に値するよねとか。白だとすごい柵が目立ってしまっている感じがするので、その辺はどうでしょうかね。

議長 事務局、お願いします。

都市計画課主幹 公共施設の柵に関しては、国交省や県に準じて、景観に配慮された色の標準色というものが幾つかございます。通常でいうと、地域性によって色使いというのは選定されておりまして、本市も各事業者との景観のやり取りにおいて、通常ご案内しているのは茶系だとかグレー系だとか、あとはアイボリーとか、なるべく周辺になじむような、抑えたような色使いを心がけてくださいというのをご案内させていただいているところです。

議長 よろしいですか。

そのほかご意見いかがでしょうか。

〇〇委員。

〇〇委員 タイトルが小さなロックガーデンというのは、一応応募者の許可は取っているということでしょうか。

都市計画課主幹 応募に当たりまして、応募用紙に、その名称の変更に関してはご理解いただきたいということで注意書きが添えてありまして、周知を図るとというのが念頭にございますので、市としてはその場所と何の資源かというのを念頭に置きながら名称の名づけをしております。

〇〇委員 ありがとうございます。

あと、屋敷林というのが現在どれぐらい貴重なものなののでしょうか。失われ行くものなのか、それとも割と、ここで守らなくてもほかでいっぱいあるからいいものねという状況なのか。景観だけに絞ってももちろん議論するものですけれども、この葛西用水緑道の屋敷林の歴史的な価値というのはどういうものなのでしょうか。

議長 事務局、お願いします。

都市計画課主幹 詳細につきましては、申し訳ないですが、どのぐらい減っているとかが減っているかということ、都市計画課としてお答えすることが難しいですが、景観上でいいますと、周辺の樹木の活用をするというものは一つの配慮の点になります。

なので、こういったものの屋敷林がある場合はなるべく残すとか、それを生かした配置計画、

あと景観形成に努めていただきたいという形でご案内させていただいています。

都市計画課長 私のほうから追加で。

屋敷林の考え方ですが、市としてその屋敷林を保全していくというその具体的なことはまだ行ってはおりません。ただ、やはり緑が越谷の特徴でもありますので、失われつつありますが、どうしても屋敷林は民地というか民間の方が持っているので、何とかそれを守っていただきたいというのは一つの考えではあります。

今後につきましては、その屋敷林、越谷の緑というものについては大事にしていかなければいけないとも思っていますので、一つの貴重な資源なのかなとは思っております。

あと、先ほどタイトルの部分のお話もあったのですが、確かにその葛西用水という部分と屋敷林というような大きい捉え方もあるのですが、先ほどもあったように、小さなロックガーデンという、川の中にある公園というようなイメージと屋敷林を合わせたほうが、越谷市の景観として、特徴として捉えやすいのであれば、応募者どおりのタイトルのほうがいいのかというの是一個の考えでございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

名称も含めて、この案件をどうするかということですが、もう少し皆さんからご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇〇委員。

〇〇委員 これが多分屋敷林ということで対象になるのであれば載せておくべきではないかなと。

皆さんが歩きながらこれが目的地になったりとか、そこを通過することによって良いとか目標物になったりする、地域のランドマークになったりするということであれば、載せたほうがいいんじゃないかなと。

確かに手前の柵の色とかいろいろな課題はあるかもしれませんが、さっき〇〇委員がおっしゃられている、これを上げることによって、もうちょっとこう変えればいいんじゃないかというような啓発にもなれば次のステップに行けるということでもありますので、屋敷林ということを考えればこれはとても重要な資源になりますので、このものにつきましては登録してもよろしいという考えでございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

やはり名称に含めることによって、その含まれた名称の価値というものがその持ち主に伝わるというようなことで、後世に受け継がれていけば、これが一番いいことであるというご意見だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

〇〇委員 屋敷林とても減っています。落ち葉とかそういう問題もありますから、街路樹も少し寂しいかなというふうに日頃思っていますが、この撮影者の方には屋敷林のことは念頭にはないですね。そうするとちょっと屋敷林をとというのは必要とするんですかね。

議長 その点はまた応募者に事務局から説明に上がって、そういう趣旨が評価委員会で意見が出されましたと伝え、そういう形で登録したいですというような承諾を得る手続をいたします。

都市計画課主幹 事務局から補足ですが、応募者の理由につきましては、大きな石を背景に、春は緑の樹木、秋はもみじなどを楽しむことができる場所というふうな形で応募いただいております。

議長 ということは、登録名称に屋敷林が入ってくるということ自体は、さして応募のそもそもの趣旨から反していないというようなことですね。

そうしますと、やはりこれ景観的に言っても、屋敷林のこれだけの緑量があるからこそ柵の存在というのがある程度和らいでいるというところが一つと、やはり、家の敷地の広いところに屋敷林が出やすいのですが、広い敷地だからこそ、今度は分筆という形で相続で敷地が小割りされる、そこで屋敷林が消滅するという状況がよくある話なので、少しそういうものに対して、ぜひ残していただきたいという思いを込めて、この屋敷林という言葉を含めた上での登録としてはどうかというのを皆様にちょっとご提示いたしたいと思っておりますけれども、その点についてどうでしょうか。

(異議なし)

議長 よろしいですか。

では、屋敷林ということを少し強調して含めるというようなことで、登録ということにさせていただきますと思います。

様々なご意見をいただきましてありがとうございました。

それと、最後の事務局から提示された事案として、当初、昨年度まで「河川・用水」という分類名であったのを、調節池が含まれてきて増えつつあるというふうなところで、恐らくこの調節池のこの風景は越谷らしい特徴づけにもなるというふうに私自身も思います。ということで、「池」というものを含めるということをご提案としてご提示いただきました。

ちなみに、私のほうから事務局に質問があるのですが、この池というのは調整池とか、あるいは調節池、そういったものを行政的に池というくくりで支障はないかというのをいま一度確認したいのですけれども。庁内でのコンセンサスは得られそうですか。

都市計画課主幹 各応募された資源、写真に関しては、関係機関との調整の中で、登録名称案も含めた照会をかけています。

こちらの調節池に関しては、県の総合治水事務所が関係機関としてなりますので、特にそれに対するご意見、支障はないということで回答いただいております。

議長 分かりました。

ということですので、特に行政上の問題ないということですので、できるだけ分類は分かりやすく表現したほうが良いということで、この原案で行けたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

議長 よろしいですか。

やはり応募作品が増えれば増えるだけ、それだけ具体的な分類名になっていくということで、これも一つの成長の証かなというふうに思います。

ありがとうございました。

それでは、最後に、次年度の募集についての話がございます。

今日の皆さんのご意見を拝聴する限り、やはりコンテストの写真と現物の風景写真という両者の違いを応募者にきちんと理解いただくということが非常に大事なかなと。今、ドローンなんかもあり、あとは、やはりズームレンズなども非常に性能良く、安く手に入るということになると、なかなか肉眼ではとらえ切れない応募作品が出てくると、それだけ審議に時間を要してしまう、いろいろな意見がやはり出て意見が分かれてしまうというようなことも心配されます。

ということで、募集要項の中に、肉眼で捉えられる風景をというようなニュアンスを一つ含めていただいたほうがよろしいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。肉眼で捉えた場面を描写してほしいという、表現はともかく、少なくともなるべく非現実的なズーム、あるいはドローンのような撮影を少しでも回避するような文言で少し修正を加えられたらどうかと思うのですが、これは皆さんからお寄せいただいた意見で感じたところですからけれども、よろしいですか。

またその細かい文言については事務局と会長のほうで調整したいと思っておりますけれども、事務局、どうでしょうか。ズームのものばかり出てくると大変なことになってしまいそうな感じで

すけれども。

都市計画課主幹 来年の募集に向けたご案内、要項に対して、何かしら注意書きや、こういうものに配慮していただきたいというふうには考えておりますので、今いただいた意見も含めて、最終的な表記の仕方については、全庁的な取扱いの中で、ドローンに関しても公園内原則禁止とかルールがございますので、資源で想定される場所だとかそういったものも広い視点で整理をさせていただきながら、岡田会長にご相談させていただいて整理したいと考えております。

議長 よろしく願いいたします。

都市計画課長 今の会長からお話いただいたことは、私どもも今回いろいろご議論いただいたというのはそういう視点も含めてのちょっと課題もあったものですから、ぜひお願いしたものでございましたので、非常にありがたいことだと思っております。

令和4年度の募集テーマの案として「あなたにとってイチオシの視点場」ということで、視点場の中でも遠くのものが見える場所というふうにしていますので、今後、このテーマでいったときに、視点の場所がここだけでも、出てくる写真はもしかしたらズームのものが多くなってきてしまうのかなと。ここはいま一度、もう一度練り直さなければいけないのかなというところで、遠くのものが見えるということを限定せずに、イチオシの視点場というところでやらせていただくのであれば、過度なズームとかドローンというところは、募集のときに制限をかけさせてもらえればいいのかと考えております。

あくまでも遠くのものが見えると言ってしまうと、どうしても撮るときはズームで撮ったほうがいいのかという可能性になってしまうので、ちょっと矛盾するところもあるかと思っておりますので、その辺はいま一度私どものほうで、先ほどの肉眼で捉えた場面というところのお話もいただきましたので、その辺も含めた中で改めてテーマというものは整理をさせていただければ思っているところがございます。

以上でございます。

議長 過去にやはりズームのもので登録しているものもあるので、その辺の過去の経緯も踏まえると、どういう言葉の提示の仕方が一番しっくりくるかという、そこが一番難しいところだと思います。

ただ、遠くのものが見える場所というのは結構越谷では重要なところでもあって、やはり建物の高さが整っている市街地なので、それだけ眺望が利くという、ちょっとでも歩道橋の上に行けば筑波山や富士山も見えてくるというような、そういった豊かな場所もあったりするものですから、その辺は、事務局と調整しながら、言葉の落としどころを探りたいというふう

思います。

ということで、事務局から回答をいただきました。

それでは、大分時間も押しております。何かどうしても一言申したいというようなことございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見、あるいは質疑のことについて、終結いたしたいと思います。

続きまして、今の第1号議案「令和3年度こしがや景観資源の登録について」に対する意見を求めます。

これまでの意見の内容を振り返りますと、一部引きを取って撮り直す写真がありました。それについては事務局と会長との中で協議をした上で、登録に値するというのであれば登録に持っていくということと、あと、次年度の募集の文言については、なるべく人間の肉眼で捉えたその現物の風景が応募されるような形で文章を調整するというような、大きくこの2点がこれまでの議論の中であったかと思えます。

これを踏まえた上で、皆様方から何かご意見があればと思いますけれども、特にございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、以上の2つの内容を附帯意見として付与いたしたいと思います。

◎採決

議長 それでは、採決に入りたいと思います。

第1号議案「令和3年度こしがや景観資源の登録について」は、一部附帯意見を添えて原案のとおり、応募件数66件のうち63件、事務局、63件というカウントで間違いないでしょうか。63件を登録するという事に賛成の委員に挙手を求めます。

皆様いかがでしょうか。

(賛成者挙手)

議長 全員一致ということで、賛成ということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎報告事項 1

議長 それでは、続きまして報告事項に入りたいと思います。

報告事項1「景観計画施行状況について」ということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

都市計画課主査 それでは、報告事項1として、本市の景観計画施行状況についてご報告いたします。

お手元の資料でございます、右上に資料2とあるこちらの両面の資料が景観計画の施行状況一覧となります。

着座にて失礼いたします。

本市の景観計画及び景観条例に基づきまして、一定の規模を超える建築物や工作物の建設が行われる際には、事業者から景観の事前協議、届出の申請がされます。その件数を年度ごとに整理しております。令和3年度の数値につきましては半年分の件数となっております。

まず、景観の事前協議申請につきまして、上の表、行為種別で見ますと、令和2年度の工作物の建設に関する申請が多いですが、これは携帯電話基地局の新設が増えたことによるものでした。これにより令和2年度の総件数も増えておりますが、今年度の工作物の建設の件数は落ち着いているため、一時的に増えただけでした。

次に、下の表、地区別の分類で見ますと、今年度は元荒川沿川特定地区内での事前協議が増えています。元荒川沿川特定地区内での戸建て住宅の建て替えが続いているためだと考えられます。

続きまして、景観法の届出ですが、建築物や工作物に関しては事前協議と同様の傾向となっております。開発行為として土地の区画形質の変更をする行為と土地の形質の変更として農地を駐車場などにする行為、物件の堆積として資材置場にする行為の中では、土地の形質の変更の届出が例年多い傾向にあります。

続きまして、地方公共団体等が行う行為についての件数になります。

例年数件の申請で、多いときでも10件弱となっております。しかし、令和元年については、越谷市危機管理課が設置する防災無線基地局の改築が行われたことから、工作物の建設に関する件数が増えております。

続きまして、景観アドバイザーの依頼件数となります。

景観アドバイザーは、越谷市景観条例第39条の規定に基づき、良好な景観の形成を推進するため、技術的及び専門的な助言をいただく必要がある場合に助言を依頼するものです。

件数としては例年数件あるかないかで、少し減少傾向にあります。そのため、今年度は事業者への周知を図るよう、景観アドバイザー制度のチラシを作成し、窓口での配布やホームページ

ジでも案内を行っております。

景観アドバイザーの制度についてももう少しご説明させていただきますと、お手元の資料で、景観アドバイザー制度のチラシをお配りしておりますのでご覧ください。

現在、景観アドバイザーは、景観まちづくりや色彩の専門家が、景観の事前協議や届出の内容に関して専門的見地より助言などを行っており、本市では学識経験者2名の方に委嘱をしております。

資料の真ん中の「景観アドバイザーへの依頼の流れ」のとおり、行為者から事前協議や届出の申請を受け、アドバイザーの助言内容をできる限り計画に反映していただけるよう協議をしております。

次に、お手元の資料で景観計画の施行状況一覧にお戻りください。

景観アドバイザーのこれまでの実績については資料のとおりでございます。実績は資料の真ん中に記載ございますので、ご覧ください。

続いて、この後は、これまで景観アドバイザーの過去の案件についてスライドでご紹介してまいりました。ここ数年は公共施設の事例ばかりでしたので、今回は民間施設の事例を2件ご紹介したいと思います。

その前に、お手元の資料の続きになりますが、時間の都合上、内容の説明は省略させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、これより景観アドバイザー事例の報告として、民間施設の建設に伴う景観事前協議の申請に関して、景観アドバイザーに依頼をした施設をご紹介いたします。

まず、事例1のレイクタウンマンションについてご紹介いたします。

こちらは案内図です。

当該地は越谷レイクタウン地内の南端、草加市との市境に位置しております。

計画の概要です。

レイクタウン地内に4階建てのマンション5棟の建築計画です。

用途地域は第1種低層住居専用地域で、絶対高さ10メートルの制限がある場所ですが、建築基準法第55条の規定に基づき、良好な住環境を維持するため一定の条件をつけて許可を受け、高さ12メートルまで高さ制限が緩和されております。

本計画については、建築面積1万平米を超える大規模な共同住宅の建設であり、良好な住環境の維持に努める必要があるため、景観の視点から専門的助言を求めるものです。当時は岡田アドバイザーに依頼をいたしました。計画されたのは平成28年で、今から5年前になります。

こちらが配置図です。

上が北を示しております。建物は5棟の計画で、駐車場は平面駐車場が各建物の間と西側の場所に設けられています。

マンションの周囲は、北側に公園、東側に戸建て住宅、南側に農地、西側に同時期に建設予定の戸建て住宅が建ち並んでおります。マンションのエントランスは北東側に位置しており、エントランス前にはシンボルツリーがあります。北東側にはポケットパークの計画がされております。敷地周囲は高木、低木の緑化計画となっております。

建物の意匠についてです。

当初の計画ではモノトーンの配色となっていました。これはレイクタウン地内の他のマンション建設において、はやりがあるのか、黒色と白色を少し合わせた配色の計画が続いており、実際に建設されている建物もあります。実際、景観計画の色彩基準には適合しており、黒色は汚れず高級感もありますが、外壁面が多いと暗く、圧迫感を与えることもあるため注意が必要です。

ここからは完成後の現地写真を見ていただきながら、景観アドバイザーの意見を含め、どのようになったかご覧いただきたいと思います。また、説明資料の最後には写真位置図を添付しておりますので、スライドを見ながら、どこから見た写真なのかご参照ください。

写真は矢印のとおり、北東角から時計回りで紹介いたします。

こちらは北東角のポケットパークの写真になります。

建物完成が令和2年3月のため、現在もマンション広告の看板や旗が立っておりますが、こちらはいずれ撤去されると思います。そして、北側のこちらの道路を挟んで向かい側は公園があり、公園からの見え方を意識した広がりのある緑豊かなスペースを設けたことについては、アドバイザーからいい評価がありました。

こちらはポケットパーク内の樹木です。左はサクラ、右はケヤキが植えられております。

敷地の東側の樹木です。植栽は低木、高木の組合せとなっておりますが、高木の樹種が異なっていて、見た目でも季節が感じられる工夫がされているのが分かります。

続いて、エントランスの写真です。

ガラス張りとし白色を基調とした外壁で、明るい印象です。また、当初の計画のとおりシンボルツリーがございます。東側の植栽は緑豊かで、敷地境界から二、三メートル後退した部分に緑化スペースを十分に設けております。

こちらは南側から見た写真です。

道路と敷地に高低差があるため、植栽が傾斜して植えられております。アドバイザーからは、南側道路の向かいは広がりのある農地であるため、風による土ぼこりよけの効果も考え、比較的高めの樹木を連続的に配置するようご意見がありました。当初は低木、生垣、フェンスの計画でしたが、意見を踏まえまして連続的に高木が植えられております。

南西角の写真です。

西側の敷地境界には戸建て住宅が建ち並んでいますが、こちらにも広い緑地スペースを設けております。

続きまして、北側から見た写真です。

建物と同じぐらいの高さの樹木が連続して植えられております。

こちらは北西角から見た写真です。

建物外観については、懸念されていた黒色面は少なくなり、白色を基調とした外壁へ変更されました。アドバイザーからも、外壁の色彩についてはより高明度とするように意見がありました。こちらは奥に駐車場が見えておりますが、駐車場スペースについては周囲を緑化しており、戸建て住宅からの見え方に配慮し、高木などを配置しながら駐車場を緑で遮蔽している様子が分かります。

次に、夜の風景をご覧ください。

各樹木にスポットライトを当て、雰囲気ある照明計画となっております。

こちらはエントランス部分です。

アドバイザーからも、樹木のライトアップや夜間景観の見せ方について、効果的な照明計画とするよう意見をいただいております。

続いて、東側の照明は連続的に設置されております。

南側についても同じように敷地沿いに明かりが灯る計画となっております。

こちらは北側から見た夜と昼の写真です。

北側は駐輪場や建物通路の照明も合わさって明るい印象です。どの照明も温かみのある色合いで統一されております。

下の写真は昼の景色になりますが、照明によって昼と夜の雰囲気が変わっていることが分かります。

以上が報告事例1について見ていただきました。

次は、報告事例2になります。

場所は南越谷駅より北東に位置しておりまして、都市計画道路でもございます県道八潮越谷

線沿いに計画されております。

計画概要です。

当該地は大規模な物流倉庫の建設ですが、用途地域が準工業地域であり、周辺には共同住宅、店舗、工場などが混在する立地環境となっております。

本計画は、長大な外壁面に色彩は黒や薄いグレーの計画となり、周辺環境への影響について景観配慮が必要なため、景観の視点から専門的助言を求めるものです。当時は田邊アドバイザーに依頼をいたしました。計画されたのは平成29年で、今から4年前になります。

こちらが配置図です。

図面の左側が北の方向です。図面の上の方向で東側に県道八潮越谷線が通っております。建物は南北に長く、東、西面は長大な壁面となっております。周辺は、北側に小規模店舗、東側に同じ設計者が建設予定の同じ物流施設、南側にも物流施設、西側に同じ高さほどの共同住宅が建ち並んでおります。

建物の意匠についてです。

特徴としては、南北と東西で色を分けて配色しております。共同住宅が隣接している西側については、開口部も少なく、長大な外壁が続いている計画となっております。

それでは、完成後の写真を見ていただきながら、景観アドバイザーの意見を含め、どのようなかご覧いただきたいと思っております。

写真は矢印のとおり、北西角から時計回りでご紹介いたします。

建物外観です。

アドバイザーからは、西側の壁面について、壁面に凹凸をつけて分節化することが望ましいが、対応が難しい場合は色彩で分けることなどで調整するよう意見がありました。しかし、結果は、コストの面で対応が難しいとのことで、代替案として、建物の配置を敷地境界から7メートル近く離していることや、植栽に花が咲くツツジを植えることで、少しでも視点を換え、圧迫感の軽減に努めた状態となりました。

西側を見た写真です。

人通りや車の通りは少ないながらも、植栽のスペースは広く確保されており、芝や高木、低木のツツジの組合せがされております。

北西角の写真です。

各車両の入り口には独立看板が設置されております。

北側の写真です。

トラックの駐車スペースがありますが、邪魔にならない程度に樹木が植えられております。
北東角の隅切部分の写真です。

道路より敷地が高いため、歩行者からは芝の緑が目に入ります。

こちらは東から見た写真です。

アドバイザーからは、この柱の色として黒系のマンセル値、色を数値化したものになりますが、N1.5の計画のところ、外壁との対比が強いため、明度を少し調整し、濃いグレー系のN2.5またはN3にするよう意見がありました。そのため、N1.5の色彩を変更し、真っ黒とした色にはせず、濃いグレー系のN2.5の色彩が採用されております。

東側の植栽は芝、高木、低木が連続で設けられております。

アドバイザーからは、東側接道部の植栽として計画されております高木のアラカシとマメザクラは樹勢などが大きく異なることから、その規則的な列植が適切か検討するよう意見がありました。特に、マメザクラは木の大きさが大きく育たないことから、見た目でのアラカシとの対比が気になるころでした。その結果、樹種を変更し、ウバメガシと花や実のなるヤマボウシとなりました。こちらの写真はヤマボウシが写っております。

南から東を見た写真です。

右に見える建物は同じ設計者が計画した建物で、外壁の色を当該地の建物の外壁の色と反転させております。右側の建物は長大な壁面の色が黒色で、圧迫感がある印象です。

南側から見た写真です。

駐車場と駐輪場があり、連続的に緑化をして遮蔽に努めていることが分かります。

西側の写真です。

共同住宅に面している側であり、外壁については、先ほどの写真では右側にあった黒い建物のように暗い印象はなく、薄いグレーで高明度低彩度の色彩となっております。こちらには設備類も配置されておりますが、その前には植栽を連続的に植えております。

こちらの写真では、目隠しパネルで周囲から見えないよう遮蔽されている設備類もあります。

次は、夜の風景をご覧ください。

南西角の駐輪場です。

周辺の道路をはっきりと照らす明るい照明となっております。敷地沿いに照明はありませんが、建物の光が周囲を明るく照らしております。また、北側については敷地内を照らす外灯があります。

続いて、アドバイザーからは、屋外看板を含めた夜間照明については、点灯時間帯や照度等

を近隣に配慮するよう意見がありました。その結果、屋外看板を照らす照明も1つのスポットライトのみとなっており、18番の写真を見ても、共同住宅のほうが明るさがあるため、当該地は周囲を照らすほどまぶしい照度にはなっていないことが分かります。

最後に、遠景からの昼と夜の写真です。

昼の写真を見ると、外壁色は当初の計画から高明度低彩度の色彩に調整されているため、暗さや圧迫感がなく、周辺建物と調和したものになっていると思います。

夜の写真を見ると、外壁の切り文字サイン自体が光るようになっており、主要道路の県道八潮越谷線沿いで、遠くから施設を見てもその位置が分かりやすいです。

以上で報告事例を終わります。

ここで、報告事例2について、田邊アドバイザーより総評をいただいておりますので、代読させていただきます。

田邊アドバイザーより。

計画地は新越谷、南越谷駅の北東に位置する準工業地域にあり、越谷貨物ターミナル駅にも近く、周辺には工業流通系の施設が集積しております。一方、同時に、駅からも徒歩10分程度の至近距離にあり、交通利便性に優れたエリアであることから、周辺はスーパーやホームセンター、マンションなどの混在する複合的な土地利用となっております。

今回の物流施設は、同種の施設だけでなくマンションにも隣接する当地ならではの、複合的な景観配慮を求められる立地にあり、景観アドバイザーとしては既設の隣地マンションに対する配慮を中心に、色彩や屋外広告物、植栽計画等の助言を行いました。

色彩の変更については、そもそも色彩の選択肢が少ない金属製サンドイッチパネルによる外観の分節化という課題に対して、色を変えるだけでなく、リブつきパネル材など面状の異なる材料の部分使用なども提案しましたが、コスト増などの要因から採用は見送られたようです。

もとより、景観アドバイザーが目にする協議資料の段階に至るまで、事業者としては景観計画への適合や住民要望等に対応した再三のデザイン変更を行っており、この段階に至ってのさらなる変更には消極的になることはやむを得ないかもしれません。

細部の塗装色等については、外壁色との対比が強くなり過ぎないように、また維持管理面なども踏まえ、黒色からダークグレーへの変更を提案し、この点は受け入れられたようです。

屋外広告物については、表示面積や夜間照明が過大にならないように、また、物流施設とはいえ近隣に住居系、商業系施設が数多く立地するエリアにあって、武骨な印象とならないように配慮を求めました。事業者としても、近隣への融和と自社のブランド性を意識し、一定の配

慮を行っていただいたようです。

植栽計画については、事業計画の中で後回しになることが多く、本件も協議時点では十分な検討が行われていなかったというのが事実でしょう。計画の実施にあたり、物流施設の外構にありがちな鬱蒼とした緑とならないよう調整いただいたことは評価できますが、施設規模に対してはか細い印象の緑であり、外周に対してやや均質な印象があります。例えば、事務所の入り口部分など多くの人の目に触れる部分だけでも、シンボルツリーなどによりボリューム感、季節感を創出するようめり張りをつけてもよかったと思います。

最後に、総評として、景観アドバイザー制度に基づく景観協議は、協議開始時点で既に景観計画におおむね適合している案件に対して、地域性や場所性を考慮したさらなる加点を求めるものであり、ゼロか100かという性質のものではありません。本件についても提案の全てが受け入れられたわけではありませんが、色彩や広告物などについて一定の対応が得られています。

協議とは協力、協調のための議論であり、話し合いを通してお互いの考えを理解し合うことがその目的になります。事業者としても、かたくなな姿勢を貫くだけでなく、市の意見を受け入れ、部分的にでも歩み寄りを見せること、できない理由を考えるのではなく、小さなことでも何かできそうか考え、実行していくことが大切で、このような前向きな循環が景観の重要性に対する相互理解を深め、地域の景観を少しずつより良い方向に導いていくものと考えています。

以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。

2件のアドバイザー案件の報告ということで、最初の案件はもう5年前ということで、相当時間がたったものでありますけれども、私自身がお手伝いして感じたのは、通常、集合住宅は目の前に公園が広がっていると、その公園に対する眺めを売りにして販売計画を立てるのが筋道ですけれども、この物件の場合は、逆に公園のほうから自分の物件がどう良好に見えるかというような配慮を多分に検討いただいて、公園とうまくこの物件が調和したような形で折り合いがついたということで、特に冬の時期はやはり夕暮れが早いものですから、照明のほうにも大分配慮いただいたという案件でございました。

また、2点目のものについては田邊委員のほうから色彩を中心にアドバイスいただいたというものになります。

刻々とこのアドバイザー案件によって越谷の景観が変わっていくというそのプロセスをぜひ委員の皆様方にもお示ししたいということで、毎回この景観評価委員会では、直接の審議の内

容ではないですが、このアドバイザー案件を報告というかたちでお伝えさせていただいております。

◎報告事項 1 に対する質疑

議長 何か質問はございますか。

よろしいですか。

また今後も引き続き案件が生じた際に、委員の皆様方に個別にご相談することもあるかと思えますけれども、その際にはぜひお手伝いいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

◎報告事項 2

議長 続きまして、最後の報告事項になります。

2つ目、「屋外広告物許可件数等について」ということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

都市計画課主査 都市計画課の鷺谷と申します。

屋外広告物許可件数等についてご報告をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

まず、屋外広告物というものですけれども、端的に申し上げますと、外にある看板等のことになります。こういったものを設置する場合、適用除外となる広告物を除き、市長の許可を受ける必要があります。適用除外となる広告物というのは、条件が多岐にわたりますので、本日は割愛させていただきますが、自身のお店の名称を自身の敷地内に出す場合ですとか、そういったものは10平米以内は許可申請は不要になることがありますけれども、そういったものを除き、基本的には許可を受けなければならないものとなっております。

これらの許可には許可期間というものもありまして、許可期間後も引き続き広告物を設置する場合は、更新の申請などもあります。

この申請には、広告物の破損等を点検した結果の自主点検結果報告書というものを出示してもらう必要もあります。令和2年度に条例を改正しまして、この点検結果報告書の点検項目を増やしたり、写真の添付を義務づけたりと、そういった形で安全管理の強化も図っているところでございます。

また、令和2年度の条例改正のときには、広告料収入を公共的取組の費用に充てるものにつ

いては、道路や公園等の禁止地域でも掲出ができることとしました。端的に言い換えますと、例えば公園に広告を出す代わりに公園の清掃を行うなど、そういった提案があった際には許可できるようになったものでございます。

令和3年7月には、せんげん台駅西口駅前のバス停、禁止地域で事業者がベンチの設置及び維持管理を行うということで、広告物付きのベンチの設置を許可しております。

今後もこういった相談等があった際には、景観への配慮を行いつつ、適切な広告物の設置を誘導していきたいと考えております。

下の表は近年の許可件数や手数料になります。

毎年、新規件数が50件前後と、更新で70件から100件ほどの屋外広告物の申請があります。手数料も、年度によって差がありますが、60万円から150万円ほどの手数料があります。

令和2年度だけ手数料がとて多くなっておりますけれども、東電の電柱利用広告は件数がとても多いので、それがあある年については手数料が高くなっているというところでございます。

屋外広告物に関しては、もう一つ大きなところで、違反広告物の撤去活動というのも行っております。条例に違反して出されている広告物で、それが貼り紙や貼り札などの軽易な広告物であった場合は、法の規定によりまして所有者に伝えることなく撤去することができます。これを違反広告物撤去活動といいます。

現在、越谷市と簡易除却推進員、それから屋外広告物対策協議会の3つの主体によってこの活動を実施しております。

越谷市違反広告物簡易除却推進員というのは、市民ボランティアの方で、こういった違反広告物の撤去を手伝っていただいている方になります。市内に在住、在勤、在学する方で、市が行う講習を受講し、市長の委嘱を受けた方にこの推進員になっていただいております。平成17年度に推進員の制度が開始されまして、開始当初、2団体54名から始まっております。

表の1つ目が近年の人数及び団体数です。令和3年度は5団体31名ということでお願いをしているところでございます。

撤去枚数につきましては、例年2,000枚から3,000枚ぐらい年間で剥がしていただいております。令和2年度が大幅に少ないのは、やはり新型コロナウイルスの関係で活動回数も減ったものですから、このような数値になっておりますが、例年3,000枚ほど剥がしていただいております。

また、同時に市内の撤去活動を行っていただいております越谷市屋外広告物対策協議会による撤去活動のご説明になります。

市では、条例に違反して掲出されている貼り紙等の除却作業を越谷建設推進協同組合10社、

越谷市建設業協会15社の25社から成る越谷市屋外広告物対策協議会に委託しております。除却作業を毎月二、三回ほど実施していただいております。

また、9月には、市とこの協議会と協力企業によって市内一斉除却活動という活動も実施しております。

下の表は撤去枚数になりまして、こちらのほうも令和2年度は新型コロナウイルスの影響もありまして、活動回数のほうは例年と同じぐらい実施していますが、市の見解としては、令和2年度は違反広告物を出す事業者自体があまり活動、営業をしていなかったのかなというところも考えられまして、少し少ない枚数となっております。

この協議会とボランティアを合わせた撤去枚数の推移ですけれども、こういった形で例年5,000枚、6,000枚ほど撤去しております。令和2年度は新型コロナウイルスの影響かと思いますが、少し少ない現状となっております。

違反広告物対策の取組を行っております、4点ご紹介させていただきます。

1つ目は、屋外広告物対策協議会の活動方法の見直しを随時行っております。違反広告物が多い地域のパトロール回数を増やすように調整しまして、年間の活動回数を割り振っております。

2つ目は、違反広告物の抑制ということで、どうしても違反広告物が多いのが分譲住宅の募集に関する広告が多い現状でございまして、宅建業協会にお願いしまして、会員に注意文の配布を行っていただいております。例年、毎年1回これを実施してはりましたが、令和3年度より年に2回お願いするようにしております。

3つ目は、簡易除却推進員の募集に係る啓発活動の実施ということで、市民ボランティアのご協力が必要不可欠というところもありまして、市民ボランティアの参加を促していくために、毎年2月には広報紙に募集記事を掲載しているほか、毎年1月に開催している協働フェスタのイベントを通じても募集活動を行っております。

4つ目は、違反広告物対策の強化ということで、違反の多い業者については電話や直接訪問などにより指導を行っております。また、令和3年度より、違反広告物への警告文の貼りつけも始めているところでございます。

駆け足になりましたが、屋外広告物のご報告については以上になります。ありがとうございました。

議長 どうもありがとうございました。

常日頃からボランティア活動をされている方には心から敬意を表したいと思います。

景観の議論は守るかつくるかというところに腐心しがちですけれども、やはり取り除くというのも大変大事な作業だなと。

実は、公募委員の〇〇委員がボランティアされているというふうに聞いていますが、この取り組みに関わられているということで、一言何か感想どうでしょうか。

〇〇委員 先輩方から受け継ぎ、これは長くやらないとまずい活動なんだろうなというのが一つです。それから、行政の方とやはりタグを組まないとなかなか難しい。おかげさまで自販機への貼り紙等は最近随分減ってきているので、これは行政の関係者の方が大分力を入れていただいたのかなと思っています。今後も同じようにやっていきたいと思っています。

議長 本当にありがとうございます。心からの敬意を表したいと思います。

屋外広告物ということでは、それを業務にされている〇〇委員が新任ということで見えてきますけれども、どうでしょう。

〇〇委員 違反広告物は、我々業者のほうでも組合としても、まずは依頼主、施主さんからそういうお話があった場合には、これ違反ですよという話を明確に伝えなさいというのは、組合を挙げて今申し上げるようにはしております。まずはそういったお話があった場合に、これは違反だ、というのをまず依頼者や施主さんに認識をしていただくということで、それを強く言うことによって減少することができるのではないかとということで、組合としては強く推し進めております。

以上です。

議長 大変ありがとうございます。

課長、どうぞ。

都市計画課長 私のほうからも一言、委員の皆様方への御礼も含めてですが、今年度よりこの屋外広告物の業務につきましては、景観ということもございますので、私ども都市計画課が所管させていただくことになりました。

それまでは建築住宅課が所管だったのですが、景観と一体的な取組ということも考えますと、私どものほうがやりやすいということもありますので、4月から受けさせていただいておりますので、今後につきましては、景観という、保全というだけではなく、今、会長からもあったとおり、町全体をどうきれいにしていくかというようなことも含めた、もう少し幅広い景観というような考え方の中で、各組合の方、ボランティアの方のご協力をいただきながら一緒にやらせていただきたいと思います。この場をお借りしまして御礼をさせていただければなと思っています。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ということで、ますます景観評価委員会、パワーアップしているというような状況でございます。本当にありがとうございます。

◎その他

議長 本日用意させていただいた議題がこれをもって全て終了となりました。

その他というものが一つ書かれておりますけれども、これについては、委員の皆様、あるいは事務局の皆様から何かございますか。

よろしいですか。

〇〇委員 屋外広告物条例よろしいですか。

条例改正されたということですが、禁止区域の追加とかはなされているのでしょうか。

都市計画課主査 禁止区域を追加というのはしておりません。

〇〇委員 県の条例では田園住居地域を多分禁止区域に入れて、安全点検業務の条例改正を行ったと思うのですが、越谷市のしおりを見ると、風致地区が除外地区で入っていますが、ただ、今風致地区、都市計画上指定されていないですよ。それとの何かそごが発生しないかというのがちょっと心配です。

都市計画課主査 田園住居地域につきましては、現在のところ市のほうで指定をしておりますので、屋外広告物条例にも追加しない考えであります。

〇〇委員 市の条例で風致地区が入っていますが、今のところ指定されていないので、そのそごは条例上大丈夫かなというのがちょっと心配です。

都市計画課長 委員のご指摘、そのとおりだと思います。多分条例を作るときどこかを真似て作ったので入れてしまっているものだと思います。

本市に指定のない風致地区を入れてしまっているのも、簡単に言うと条例上適用がないという状況にはなっているのも、そうするとそもそもなくていいという議論なので、そこについては大きな改正があるときに、そこも含めた中でどのような整合性を取るのかというのは、なかなかその条例上の改正は滅多にあるものではないですが、その機会を捉えた中で検討していくべき事項だと捉えているところでございます。

以上でございます。

〇〇委員 分かりました。

次の改正のときはそこをやっておかないと、条例上ちょっとおかしい話になってしまうので、その整理をお願いいたします。

すみません、以上です。

議長 どうもありがとうございました。

ぜひその辺は議事録に残していただけたらと思います。

その他質問、ご意見等は特にございませんでしょうか。

では、特にないようですので、以上をもちまして本日の議事、報告全て終了とさせていただきます。

時間が少々延びましたが、進行の不便をお詫び申し上げます。

それでは、進行を事務局のほうにお返しいたしたいと思います。

事務局、よろしくお願いいたします。

◎閉会

事務局 岡田会長、ありがとうございました。

皆様、本日は長時間にわたりまして調査、審議いただき、誠にありがとうございました。

なお、本日の委員会の会議開催結果につきましては、越谷市審議会等の設置及び運営に関する要項第12条の規定に基づき、越谷市ホームページにて公表いたします。皆様ご了承願います。

また、本日配付資料のうち、「報告事項1、景観計画施行状況についての説明資料」の中に、撮影のアングルの都合上、特定の企業名称等が写っている部分がございますので、お帰りの際には自席に置いていただきますようご協力をお願いいたします。

これにて、令和3年度第1回越谷市景観評価委員会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後 0時28分 閉会